

平成 22 年 6 月 21 日現在

研究種目：基盤研究 (C)
研究期間：2006～2009
課題番号：18520640
研究課題名 (和文) 民俗芸能保護における「記録選択」の意義に関する調査研究
研究課題名 (英文) Research and study about the meaning of “Selection” on the safeguarding for folk performing arts
研究代表者
宮田 繁幸 (MIYATA SHIGEYUKI)
独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 無形文化遺産部・部長
研究者番号：20342941

研究成果の概要 (和文)：2006 年から 2009 年にかけて、以下を対象とした現地調査を実施した。

2006 年度：「祖父江の虫送り行事」(愛知県稲沢市)、「薩摩の水からくり」(鹿児島県南さつま市)、「吉備津彦神社の御田植祭」(岡山県岡山市)、「焼津神社の獅子木遣りと神ころがし」(静岡県焼津市)、「能勢の浄瑠璃」(大阪府能勢町)、「茅原のとんど」(奈良県御所市)

2007 年度：「やすらい花」(京都府京都市)、「当麻寺二十五菩薩来迎会」(奈良県葛城市)、「津島天王祭」(愛知県津島市 芸能大会における調査)、「須成祭」(愛知県蟹江町)、「博多祇園山笠行事」(福岡県福岡市)、「佐伯灯籠」(京都府亀岡市)、「坂越の船祭り」(兵庫県赤穂市)、「加賀漫才」(石川県金沢市 企画展示調査)、「春日の婿押し」(福岡県春日市)

2008 年度：「美濃流しにわか」(岐阜県美濃市)、「博多松ばやし」(福岡県福岡市)、「薩摩の水からくり」(鹿児島県南九州市 再調査)、「市原の盆踊」(京都府京都市)、「上神谷のこおどり」(大阪府堺市)

2009 年度：「杭全神社の御田植」(大阪府大阪市平野区)、「松前神楽」(北海道小樽市)、「明清楽」(長崎県長崎市)

これらの確認調査では、主として選択後の変容の有無等について調査した。

研究成果の概要 (英文)：From 2006 to 2009, I conducted the present condition check investigation for the following intangible folk cultural properties.

2006:” Sofue no mushiokuri gyouji” (Aichi, Inasawa),” Satsuma no mizukarakuri” (Kagoshima, Minamisatsuma),” Kibitsu-hikojinja no otauematuri” (Okayama, Okayama),” Yaidujinja no shishikiyari to kamikorogashi” (Shizuoka, Yaidu),” Nose no jyoururi” (Osaka, Nose),” Chihara no tondo” (Nara, Gose)

2007:” Yasuraibana” (Kyoto, Kyoto),” Taimadera nijyugobosatu raigou” (Nara, Katsuragi),” Tsushima tennousai” (Aichi, Tsushima at folk performing arts festival),” Sunari matsuri” (Aichi, Kanie),” Hakata gion yamagasa gyoudai” (Fukuoka, Fukuoka),” Saekidourou” (Kyoto, Kameoka),” Sakoshi no funamaturi” (Hyogo, Akou)

2008:” Mino nagashiniwaka” (Gifu, Mino),” Hakata matsubayashi” (Fukuoka, Fukuoka),” Satsuma no mizukarakuri” (Kagoshima, Minamikyusyu),” Ichihara no bonodori” (Kyoto, Kyoto),” Niwadani no koodori” (Osaka, Sakai),

2009:” Kumatajinja no otaue” (Osaka, Osaka),” Matsumae kagura” (Hokkaido, Otaru),” Minshingaku” (Nagasaki, Nagasaki)

In these research works, I mainly researched whether there were any changes in these after selection.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	900,000	0	900,000
2007年度	600,000	180,000	780,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	2,700,000	540,000	3,240,000

研究分野：無形民俗文化財

科研費の分科・細目：文化人類学・民俗学

キーワード：無形民俗文化財、民俗芸能、記録選択

1. 研究開始当初の背景

文化財としての民俗芸能保護については、昭和50年の文化財保護法改正で誕生した重要無形民俗文化財の指定のほか、それ以前から「記録作成等の措置を講ずべき文化財」として国が選択するという手法も行われ、これは民俗文化財の指定制度導入後も継続しており、現在500件以上の件数に上っている。この記録選択制度は、指定制度導入以前は唯一の国家的価値付けであり、指定制度導入後は指定とは異なった保護手法として機能すべきものとされている。しかしながら、この制度の詳細については一般にもあまり知られておらず、その保護手法としての有用性の検証も十分に行われているとは言い難い状況にある。従来、民俗文化財の保護制度についての研究は、指定という行為に主に着目してなされており、「記録選択」については単に「準指定」的なものとしてとらえられ、その独自の意義についてはあまり言及されることがなかったのである。

2. 研究の目的

そこで本研究では、国により記録選択された無形民俗文化財の民俗芸能について、種別・地域・指定時期毎に多くのサンプルを抽出して現地調査を実施して、個々の実態を把握し分析することにより、民俗芸能保護にとっての意義を実証的に明らかにしようとするものである。

3. 研究の方法

研究方法は、記録選択された無形民俗文化財の現地公開時の確認調査を中心とする。その際、年度ごとに対象を選び、平均2泊3日程度を調査に充てる。現地公開調査では、伝承状況の確認、及び選択後の変化の有無について確認調査を行い、資料を収集する。

4. 研究成果

従来の民俗芸能研究は、個別の対象に対するフィールドワークを中心とする民俗学的手法と、文献資料・絵画資料等からの芸能史的手法を二大潮流として進められてきた。文化財としての民俗芸能の保護も、この二つの手法により国及び地方自治体が文化財としての価値付けすることをその基礎に置いていると行って良い。

しかし無形民俗文化財に対する国の価値付けの場合、その保護の歴史的経緯から、「指定」と「記録選択」という二つの異なるレベルが存在している。これは他の分野の文化財における「重要文化財」と「国宝」といった、文化財そのものの希少性の多寡による差異とは必ずしも同列に論じられない。そこには、「民俗」というものの保護とは何かという、根本的な問題意識が内在するからである。

そこで本研究では、記録選択された民俗芸能の現状把握・分析を行うことにより、記録選択という行政行為が、個々の民俗芸能にとってどのような影響を与え意義を持ったのかを明らかにし、文化財としての民俗芸能研究に新たな視点を確立することを目指して

実施された。これは言い換えれば、現在まで継続して行われている記録選択という手法の、有用性を検証するものであった。

実際に本研究期間内において現地調査等を実施した対象は、述べ 23 件の記録選択物件である。うち「薩摩の水からくり」については、伝承地が 2 カ所（鹿児島県南さつま市加世田竹田神社、南九州市知覧豊玉姫神社）存在したため 2 回の調査を実施した。また「明清楽」に関しては、昭和 53 年に無形文化財として記録選択されたものであったが、九州地区民俗芸能大会へ出場ということで、地元意識は無形の民俗文化財に近いものとして調査した。また「加賀漫才」に関しては、企画展示調査のみで、実際の公開調査は実施し得なかった。

これらの調査に当たって留意したのは、記録選択時と現在を比較し、どのような変容が認められるか、という点であった。具体的には、公開期日・行事次第・芸態・伝承組織・伝承環境等についてである。

そうして、調査したうち、選択時と大きく変容を見せていたものは 1 件と、予想外に選択時の姿が保たれていることが確認できた結果となった。この大きな変容が確認できた 1 件は、本研究の冒頭に調査した愛知県稲沢市の「祖父江の虫送り行事」である。この行事は、本来 7 月 10 日が実施日であり、平成 16 年度までその公開日が守られていたが、平成 17 年は参加人員が不足のため行われず、平成 18 年の祖父江町の稲沢市への合併を機に、行事日程が変更され実施された。さらに実施主体も従来の保存会ではなく、地元の小学校（牧川小学校）の父兄を中心とする有志という形の実施であり、実施形態も小学校で準備作業を行い、最終的に小学校校庭まで行列が戻り実盛人形を焼くという形へ変容が確認された。当該地域は名古屋市中心部から 30 分程度の典型的な大都市近郊であり、米作専業農家はほとんどいない状況である。こうした環境において、農耕儀礼的行事を伝承していくためには、ある程度やむを得ない変容であるとの認識を地元関係者からも確認できた。

これ以外の調査対象に関しては、予想以上に選択時の状態が保持されているといえよう。その意味で、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」の選択、という行政行為は、文化財保護にとって意義のあるものであったと結論づけられるだろう。

本来この記録選択の制度は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財で重要なものを、選択するというもので、それに対する

保護措置は、文字通り「記録作成」に関する助成が中心とされていた。しかし国の補助制度が充実していく中で、狭義の記録作成事業にとどまらず、伝承事業や衣装・用具の整備等に関しても、現実の補助が行える体制となっている。この意味で、即指定とするにはいまだその全国的レベルにおける重要性が十分証明できていない無形民俗文化財を、記録選択という形で、一定の枠組みで保護し、調査や記録作成事業の後、指定すべきものは指定するという方策が、有効な保護手法として機能していたといえるだろう。

なお今回の調査した対象でも、調査時に映像記録作成事業が実施されていたものが、「佐伯灯籠」（京都府亀岡市）、「坂越の船祭り」（兵庫県赤穂市）、「上神谷のこおどり」（大阪府堺市）、の 3 件あった。映像記録作成事業の現場を確認できた点は意義深かったが、反面撮影スタッフや委員等の学識経験者、及び文化庁や教育委員会などの保護行政関係者の立ち会いがあり、平常時の公開の姿かどうか若干の懸念があったことも付言しておく。

以上のように、本調査研究を通じて「記録選択」という行政手法が、無形民俗文化財保護に一定の役割を果たしたことは確認できたが、一方で今後の保護のあり方をめぐっては、検討すべき点もあるように思う。

従来一定の割合の地元負担を前提とする補助事業が無形民俗文化財保護の中心であった時代は、国指定に補助の手が一番あつく、記録選択がそれに次ぎ、未指定・未選択に関しては手薄い状況があり、記録選択は国指定に次ぐ実利的なメリットを地元にもたらしていた。しかし、近年ふるさと文化再興事業などの地元負担を前提としない助成事業が金額的にも従来の補助事業を大きく凌駕するようになり、そういった記録選択の持つ実利的なメリットは相対的に薄らいでいる。また非実利的な面でも、従来は国により選択されたという意識が、「次は国指定を目指そう」という動きをうみ、結果として地元の継承へのモチベーション強化となる事も少なくなかった。しかしユネスコの無形文化遺産保護条約により、ユネスコの代表的一覧表への記載、といういわば国指定重要無形民俗文化財のさらに上位ともとられかねない称号が生まれたことにより、「国記録選択」という看板が若干従来より色あせてしまうのではないかと懸念も見受けられる。無形文化遺産保護条約の本旨からすれば、こうした考えは専門家からは否定されようが、第 1 回の代表一覧表記載がされた段階の現在では、地元

の意識としてはむしろ自然な流れかもしれない。こうしたなかで、「記録選択」という制度を、日本の無形民俗文化財保護の中でどのように捉えるべきか、あるいは再構築すべきかについては、今少し無形文化遺産保護条約に関わる動向を見極めていく必要があるだろう。

今後は今回の調査研究で得られた知見と、平成14年度～平成17年度に科学研究費を得て行った「民俗芸能における文化財指定の及ぼす調査研究」での成果に加え、及び今後予定する「ユネスコ無形文化遺産保護条約の国内無形文化遺産保護に対する影響に関する調査研究（仮題）」により、新しい時代の日本における無形文化遺産保護（民俗を中心として）のあるべきあり方について、さらに研究を深めていきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔その他〕

講演 「日本における無形民俗文化財の保護－その現状と課題－」 文化資源シンポジウム「地方文化からの観点」 国立台北芸術大学文化資源学院 2007.12.08

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮田 繁幸 (MIYATA SHIGEYUKI)

東京文化財研究所・無形文化遺産部・部長

研究者番号：20342941